平成３０年（フ）第７７号
三重県鈴鹿市寺家５丁目24番21号　ハイツ鼓ヶ浦105号、前住所三重県鈴鹿市西條町462番地の10
債務者　丸山　薫徳
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２９３号
兵庫県三田市駅前町15番12号、従前の住所神戸市北区有野台７丁目３番地の３
債務者　奥田　麻衣（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９６号
神戸市東灘区向洋町東４丁目15番地の２　トナミ運輸（株）寮
債務者　呉屋　貴輝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０６号
兵庫県姫路市広畑区蒲田３丁目164番地　グランベール蒲田302
債務者　三木　道彦
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５３号
鳥取県鳥取市徳尾85番地８　ハイツリブ301号、旧住所鳥取県鳥取市美萩野３丁目371番地26
債務者　坂本　常雄
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１号
鳥取県境港市浜ノ町146番地　シェルメメゾン206
債務者　高山　人志
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１０７号
岡山市南区泉田１丁目３番29号　カーサ・フィオーレ泉田101
債務者　平野　光洋
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６７号
広島市安芸区畑賀３丁目16番20―16号
債務者　川本亜希実（旧姓伊藤・五石）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７２号
広島市南区西霞町２番31―602号
債務者　宮原　卓彌
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７４号
広島県東広島市西条東北町10番７―102号
債務者　安本和生こと　安本　一生
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２０号
広島市中区舟入幸町８番１―402号
債務者　岩下　漢史
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１号
山口県下関市新垢田西町２丁目１番Ｒ12―206号　市営住宅、前住所山口県下関市生野町２丁目37番20―302号　千コーポ
債務者　湯浅　由美（旧姓広山）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
山口県下関市長府中六波町６番11号
債務者　金子　　瞳
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
山口県下関市彦島杉田町１丁目７番６号
債務者　内田工業こと　内田　健二
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
愛媛県今治市波方町波方甲3667番地２、前住所愛媛県今治市波方町樋口甲2225番地５、前々住所神奈川県川崎市多摩区中野島４丁目12番18号
債務者　浅海　哲也（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第２３号
福岡県宮若市宮田241番地35
債務者　木村　弘二
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所直方支部